

岩手県監査委員告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 9 月 26 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫
岩手県監査委員 平 沼 健
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

第 1 請求人

岩手県盛岡市内丸 6 番 15 号 E S T 21 ビル 2 階

開かれた行政を求めろいわての会

代表者 井上博夫

第 2 請求のあった日

平成 18 年 7 月 14 日

第 3 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 18 年 7 月 14 日付けでこれを受理した。

第 4 請求の要旨

請求人が提出した措置請求書によると、請求の要旨は、次のとおりである。（ただし、別紙業者目録及び別紙岩手県課徴金対象物件一覧は省略）

1 主張事実

(1) 別紙業者目録記載の業者（以下「本件業者」という。）は、東北地方整備局発注の平成 14、15 及び 16 年度の橋梁工事のうち、岩手県内において施工した別紙岩手県課徴金対象物件一覧記載の工事（以下「本件工事」という。）を自社単独又は共同企業体として落札している。

(2) 道路法第 50 条の規定により、国道の管理に要する費用の一部は都道府県が負担することと規定されており、その割合は原則として新設・改築費用については 3 分の 1 とされる。

したがって、本件工事の経費の 3 分の 1 については、本県の費用負担により賄われている。

(3) 本件業者らは、橋梁工事の受注調整を行う組織として K 会又は A 会と称する会を設け、各社が営業責任者級の者等を登録し、それぞれ、毎年度末の会合において幹事社を選出し、遅くとも平成 14 年 4 月以降、国土交通省が発注する工事について、受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため、

- ア 各社の過去の受注実績等に基づき、K 会及び A 会の幹事社が割り付けた者又は共同企業体を受注すべき者とする事
- イ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力する旨を合意していた。

(4) このいわゆる橋梁談合について、本件業者らは、独占禁止法に違反するとして、

ア 平成 17 年 9 月 29 日、公正取引委員会から排除勧告がなされ、同日、日本道路公団が発注する鋼橋上部工事についても同様に勧告がなされた。

イ 平成 17 年 5 月 23 日、同年 6 月 29 日及び同年 8 月 15 日、独占禁止法に違反する入札談合による取引制限として告発され、起訴もなされた。

ウ 平成 18 年 3 月 24 日、本件業者に対して、別紙岩手県課徴金対象物件一覧「課徴金算定対象金額」欄記載の金額を基礎とする課徴金納付命令が発せられた。

(5) 以上より、本件工事につき、遅くとも平成 14 年度より談合による不法行為が継続して行われていたことは明らかである。

上記不法行為の結果、県は本件工事の費用負担分について適正な競争が確保されていれば成立したであろう想定価格と、実際の契約金額との差額の3分の1相当額について過大な負担をさせられて損害を被っている。損害額は費用負担額の1割を下ることはないと推測される。前記不法行為を行った各業者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

2 措置請求の内容

岩手県知事がこの損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法第242条に基づき、監査委員が岩手県知事に対し、その行為をするよう勧告することを請求する。

第5 監査の実施

監査対象部局を県土整備部とし、法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

- 1 平成18年7月27日 本件請求を同月14日付けで受理することを決定した。
- 2 平成18年8月10日 地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、意見陳述書の提出があったことから、措置請求書を補完するものとして取り扱った。
- 3 平成18年8月11日 監査対象部局に対し、監査に伴う諸事項について聴取を行った。
- 4 平成18年8月11日 国土交通省東北地方整備局に対し、文書により関係人調査を実施し、同年9月5日に回答を受領した。
- 5 平成18年8月25日 監査対象部局に対し、監査を行った。
- 6 平成18年9月7日 本件請求について理由がないものと認め、これを容認しないことと決定した。

第6 監査の結果

請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

[決定通知書]

岩 監 総 第 3 2 号

平成 18 年 9 月 12 日

開かれた行政を求めろいわての会

代表者 井 上 博 夫 様

岩手県監査委員 川 村 農 夫

岩手県監査委員 平 沼 健

岩手県監査委員 菊 池 武 利

岩手県監査委員 谷 地 信 子

岩手県職員措置請求について

平成18年7月14日付けで請求のあった地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく岩手県知事(以下「知事」という。)に関する措置請求(以下「本件請求」という。)については、これを容認しないこととしたので通知します。

記

1 監査の対象とした事項

措置請求書における請求の要旨及び添付された事実証明書の内容から、公正取引委員会が平成17年9月29日に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反するものとして、同法第48条第2項の規定に基づき排除勧告を行い、平成18年3月24日に改正独占禁止法の経過措置による改正前の独占禁止法第48条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行った国土交通省発注の工事、いわゆる橋梁談合事件に係る国土交通省東北地方整備局(以下「東北地方整備局」という。)が発注した平成14年度、15年度及び16年度の橋梁工事のうち、岩手県内において施工した工事(以下「本件工事」という。)に対し、県が道路法又は河川法の規定により国に支出した負担金(以下「直轄事業負担金」という。)の支出(以下「本件支出」という。)により過大な損害を被っていることから、県が本件工事の請負業者(以下「業者」という。)に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を行使しないことが財産管理を不当に怠るか否かについて

監査を実施した。

2 事実関係の調査

(1) 監査対象機関に対する調査

上記1の監査の対象とした事項について、岩手県県土整備部（以下「県土整備部」という。）の職員からその内容等について聴取するとともに、本件支出に係る根拠規程、執行手続、支出証拠書類等を確認し、事実関係の調査を行った。

(2) 東北地方整備局に対する関係人調査

東北地方整備局に対して、法第199条第8項に基づき、本件工事の契約状況等、国における業者に対する損害賠償請求及び県負担金の精算等の予定について調査した。

3 監査結果

(1) 事実関係の認定

ア 橋梁談合事件の概要

公正取引委員会は、平成17年9月29日、国土交通省の関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が発注する鋼橋上部工事並びに日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、同法第48条第2項の規定に基づき排除勧告を行い、平成18年3月24日、改正独占禁止法の経過措置による改正前の独占禁止法第48条の2第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を行った。

イ 本件工事について

本件工事は、次のとおりであった。

年 度	工 事 名
平成14年度	新楨木沢橋上部工工事
	和賀大橋上部工工事
	丸森橋上部工工事
	橋場地区橋梁補修その他工事
平成15年度	甲子こ線橋上部工工事
	胆沢ダム付替国道第17号橋上部工工事
	岩ノ下橋上部工工事
	枯松沢橋上部工工事
	和賀大橋床版工工事
平成16年度	胆沢ダム付替国道第11号橋上部工工事
	普代高架橋上部工工事

ウ 県土整備部における直轄事業負担金に係る支出手続及び決裁権者

平成18年4月1日現在の県土整備部における直轄事業負担金に係る支出手続及び決裁権者は、次のとおりである。

(ア) 支出負担行為

県土整備部道路環境課（以下「道路環境課」という。）は、道路法第50条、また、県土整備部河川課（以下「河川課」という。）は、河川法第60条の規定により国からの事業計画通知や負担金予定額通知（変更通知を含む。）を受領し、支出負担行為を行う。

(イ) 支出負担行為の決裁権者

1件の金額1億5千万円以上の支出負担行為の決裁は、県土整備部県土整備企画室（以下「県土整備企画室」という。）長が決裁を行う。また、1件の金額1億5千万円未満の支出負担行為の決裁は、県土整備企画室管理担当課長（以下「管理担当課長」という。）が行う。

(ウ) 支出命令

道路環境課及び河川課が負担金納付通知（納入通知書）を受領し、その後管理担当課長が支出命令を行う。

エ 直轄事業負担金支出の概要

直轄事業負担金については、県は道路法第 50 条又は河川法第 60 条の規定により国道の新設又は一級河川の管理に要する費用等に係る県負担金相当額を国に対して負担しているものであった。

また、平成 14 年度から平成 16 年度までの直轄事業負担金の支出状況等は、次のとおりであった。

(ア) 直轄道路事業費負担金

款08（土木費）、項02（道路橋りょう費）、目03（道路新設改良費）、節19（負担金、補助及び交付金）

年 度	支出額
平成 14 年度	10,677,064,633 円
平成 15 年度	8,612,306,481 円
平成 16 年度	8,880,207,140 円

(イ) 直轄ダム建設事業費負担金

款 08（土木費）、項 03（河川海岸費）、目 06（河川総合開発費）、節 19（負担金、補助及び交付金）

年 度	支出額
平成 14 年度	685,277,529 円
平成 15 年度	1,113,870,266 円
平成 16 年度	1,444,595,944 円

オ 直轄事業負担金の精算手続

直轄事業負担金は、直轄道路事業費負担金及び直轄ダム建設事業費負担金ともに前年度に国から概算要求事業計画通知を受け、本年度に納付を行い、精算は翌年度以降に行われる。

カ 県の業者に対する損害賠償請求の考え方

県土整備部によると、次のとおりであった。

県の業者に対する損害賠償請求については、本件工事は東北地方整備局の発注工事であり、一義的には、契約当事者である国が業者から談合に伴う損害賠償金を徴収し、その後、県に対し直轄事業負担金の精算を行うべきであると考えている。

なお、県は、損害賠償金の徴収に伴う直轄事業負担金の精算について、東北地方整備局と協議を行っている。

キ 東北地方整備局に対する関係人調査の結果

東北地方整備局に対し、法第 199 条第 8 項に基づき、文書で関係人調査を行ったところ、次のとおりであった。

(ア) 平成 15 年 6 月 1 日以降に締結した工事請負契約については、工事請負契約書の「違約金特約条項」に基づき、請負金額の 10%相当額を違約金として請求を行うべく準備中である。

(イ) 平成 15 年 6 月 1 日以前に締結した工事請負契約については、損害賠償請求を行うことで検討している。

(ウ) 徴収した違約金及び損害賠償金（以下「損害賠償金等」という。）については、県に対し、適切に精算手続を行うことを検討中である。

(2) 判断

以上の結果に基づき、本件請求について判断すると、次のとおりである。

請求人は、請求の要旨において、橋梁談合事件で公正取引委員会から課徴金納付命令を発せられた業者が岩手県内で施工した工事について、道路法第 50 条の規定により、県は国に費用の 3 分の 1 を負担しているが、談合により県は過大な負担をさせられ、損害を被っており、不法行為を行った業者に対し損害賠償請求権を有しているため、知事が業者に対して損害賠償請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものである旨を主張している。

監査の結果、本件工事に係る県の費用負担は、道路法第 50 条又は河川法第 60 条の規定により、国の納入通知書に基づき県負担金相当額を国に対して納入しているものであり、本件工事の独占禁止法違反に係る損害の回復については、県は、本件工事の契約当事者が東北地方整備局であることを踏まえ、既に同局と協議を開始していることが認められた。

また、東北地方整備局に対する関係人調査の結果、本件工事のうち平成 15 年 6 月 1 日以降に締結した工事請負契約について

は、当該契約書の「違約金特約条項」に基づき業者から違約金を徴収し、また、平成15年6月1日以前に締結した工事請負契約については、損害賠償請求を行い、その後徴収した損害賠償金等をもって本件工事に係る県負担金相当分の精算が行われるものと認められた。

以上のとおり、独占禁止法違反に係る県の損害の回復については、本件工事の契約当事者である国が業者から損害賠償金を徴収し、その後本件工事に係る県負担金相当分を精算することとして、県と国で協議が進められており、県の対応は合理的なもの認められる。

したがって、県は国との間で損害の回復のための対応を進めているものと認められることから、現時点において、県が直接業者に対し損害賠償請求権を行使していないことをもって財産管理を不当に怠っているとは言えないものであり、請求人の主張については、理由がないものである。